

独立行政法人国際農林水産業研究センターにおける  
不適正な経理処理事案に係る調査報告書  
(中間報告)

平成26年12月

(独) 国際農林水産業研究センター

# 【 目 次 】

I	調査結果の概要	.....	1
II	調査方法	.....	3
III	聞き取り調査・確認	.....	6
IV	確認された事実	.....	7
V	発生要因	.....	9
VI	再発防止策	.....	10
VII	今後の対応	.....	12

## I 調査結果の概要

### 1. 調査の経緯

- (1) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が本年3月28日に公表した不適正な経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）を受けて、独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「JIRCAS」という。）においてもDNA合成製品等の契約に際して適正な経理処理がなされているかどうかについて調査を行うこととした。
- (2) その後、調査の過程で、預け金等の不適正な経理処理が行われていたとの疑いが生じたことから、平成26年8月21日付けで調査委員会を立ち上げ、全容解明に向けて調査を実施した。

### 2. 調査対象年度

JIRCASの会計関係書類の確認が可能な平成21年度から平成25年度

### 3. 調査の結果

#### (1) プリペイド方式

DNA合成製品等の全契約について調査したところ、プリペイド方式により取引が行われたものの契約金額合計が6,507,624円、関与した研究職員（転出者及び退職者（以下「転出者等」という。）を含む。以下同じ。）が8名であったことが確認された。

※ DNA合成製品等：遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験に使用する特殊用途のもの及び遺伝子配列の解析用務。

※ プリペイド方式：DNA合成製品等の取引にあたり、あらかじめ研究職員がメーカーに口座登録し、必要とするDNA合成製品等に係る代金を前払いしておき、研究職員が必要な時にDNA合成製品の製造又は解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式。

#### (2) 預け金等

予備調査（P.3Ⅱ-1.-（2））において、5名の研究職員のうち3名が不適正な経理処理の疑いを申告した代理店Aにおける全取引を調査したところ、以下のとおり不適正な経理処理が判明した。

##### ① 預け金

代理店Aとの間において、契約した物品及び役務（以下「物品等」という。）が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどにより代金を支払い、当該支払代金を原資として預けておき、後日、物品等を納入させる行為（以下「預け金」という。）が行われてきたものの契約金額合計が312,653円、関与した研究職員が1名であったことが確認された。

##### ② 一括払

代理店Aとの間において、正規の契約手続きを行わないまま、随時、代理店に物品等を納入させた上で、後日、納入された物品等とは異なる物品等の請求書等を提出させて、これらの物品等が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成して精

算する行為（以下「一括払」という。）が行われたものの契約金額合計が1,942,499円、関与した研究職員は1名であったことが確認された。

項目	契約金額（円）	関与人数（人）
プリペイド方式	6,507,624	8
預け金	312,653	1
一括払	1,942,499	1
計	8,762,776	実人数 9

- (3) JIRCASを退職した研究職員1名が、退職後に勤務した大学において、JIRCAS在籍時の預け金口座から合計430,500円を使用していたことが判明した。これらについては、既にJIRCASに当該金額が返納されている。
- (4) このほか、取引業者（代理店及びメーカーをいう。以下同じ。）が保有している、プリペイド方式又は預け金等の出納を記録している帳簿等（以下「帳簿等」という。）に計上されている期首残高2,660,803円については、JIRCASの文書保存期間外のため、取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。
- (5) また、これまでのところ、JIRCASが取引業者に振り込んだ契約代金は、全て納入した物品等として費消されている。併せて、当該物品等について研究用以外での使用の事実はなかった。

## Ⅱ 調査方法

### 1. 予備調査

#### (1) DNA合成製品等の契約の実態把握

DNA合成製品等の契約の実態について、JIRCASの会計システムのデータを基に、代理店（5社）に対し、メーカー、契約額、契約年月日、購入請求者等について聞き取り調査を実施し、関連データの提出を依頼した。

また、当該代理店と取引のあるメーカー（3社）にデータの提供を依頼し、入手できたものについて分析を実施した。

#### (2) 全研究職員に対する予備的調査

プリペイド方式によるDNA合成製品等の受発注に関する調査を進めていく過程において、預け金等の不適正な経理処理が行われていたとの疑いが生じたことから、平成26年7月、全研究職員に対し、預け金等の不適正な経理処理への関与の有無に関する緊急調査を実施した。

研究職員5名から、不適正な経理処理の疑いがある申告がなされた。このうち3名については、代理店Aにおける不適正な経理処理の申告であった。

### 2. 本調査

#### (1) 預け金等の不適正な経理処理が行われていたとの疑いが生じたことを受け、平成26年8月21日に、「独立行政法人国際農林水産業研究センター研究費の運営・管理要領」に基づき、調査の進め方や再発防止策の策定等に対する助言を受けるため、コンプライアンスや会計の専門家である外部調査委員3名（弁護士1名、公認会計士2名）で構成する調査委員会を設置し、全容解明に向けた調査を開始した。

調査に当たっては関係者への聞き取り、関係書類の突合を通じ、常に客観性を確保しつつ、徹底した調査を進め、実態の全容解明に努めることとした。

#### ○ 調査委員会の構成及び調査委員会の開催状況（別紙）

#### (2) 調査方法

##### ① 調査対象の範囲等

調査対象の範囲は以下のとおりとし、調査の過程において、以下に定めた調査対象以外に調査を広げる必要が生じた場合には、適宜追加の調査を行うこととした。

##### ア 調査対象契約

調査対象契約は、研究職員と取引業者との直接的な接触が、研究業務の遂行に必要となる可能性のある全ての研究用消耗品並びに成分分析・解析及び理化学機器の修理・保守等に係る役務（以下「研究用消耗品等」という。）の契約とした。

##### イ 調査対象年度

調査対象年度は、不適正な経理処理の事実を把握できる期間である平成21年度から平成25年度とした（会計関係書類の確認が可能な文書保存期間（5年））。

ただし、各取引業者からの関係書類の入手可能な年度が平成21年度まで遡ることができない場合には調査対象年度を短縮せざるを得ない場合があることに留意することとした。

#### ウ 対象とする経理処理の範囲

対象とする経理処理の範囲は、預け金、差替え、一括払、プリペイド方式等JIRCASの会計規程で認められていない全ての行為を対象とした。

#### エ 調査対象者

JIRCASにおける調査を徹底するため、調査対象者は、JIRCASの調査対象年度期間中の全ての研究職員等、経理担当職員（転出者等を含む。以下同じ。）等及び研究用消耗品等の納入実績のある全ての取引業者とした。

なお、現在、退職又は他機関に出向している者であっても調査対象期間中に在籍していた者は調査対象とした。

### ② 取引業者に対する聞き取り調査・確認

予備調査において、不適正な経理処理を行ったとの疑義が判明した研究職員等と取引関係のあった取引業者に対する聞き取りを行うとともに、当該取引業者に関係する全ての書類の提出を依頼した。提出された書類をJIRCASの関係書類と突合し不適正な経理処理の有無を確認することとした。

聞き取り調査は、客観性、正確性の観点から、他法人の監査室の職員と連携して3名体制で行い、最終的に聴取内容を確認調書に取りまとめ、調査委員会委員が確認することとした。

### ③ 関係職員に対する聞き取り調査・確認

取引業者から提出された関係書類並びに予備調査において自ら申告した研究職員等及び取引業者からの申告で疑義があるとされた研究職員等への聞き取りにより、不適正な経理処理の事実確認を行うこととした。

また、予備調査において、預け金等の不適正な経理処理に関与していないと申告した研究職員等に対する聞き取りを行い、関与の有無を再確認することとした。

併せて、研究職員等への聞き取りにおいて疑義が生じた経理担当職員等に対する聞き取りを行い、関与の有無を確認することとした。

聞き取り調査は、客観性、正確性の観点から、調査対象者と直接上下関係や業務上関わりのない者の3名体制で行い、最終的に聴取内容を確認調書に取りまとめ、調査委員会委員が確認することとした。

## 3. 具体的な事実認定

以下（1）及び（2）に該当する場合は、プリペイド方式や預け金等の取引があったと事実認定することとした。

- （1）取引業者の帳簿等において、原資として整理されている契約代金に関する入金年月日、品名、金額と一致するJIRCASの契約が存在し、個別の取引に対応した原資からの支払いが確認されていること

- (2) 研究職員等への聞き取りにより、本人がプリペイド方式や預け金等による発注、納入であることを認めた取引であること

#### 4. 研究外使用の確認

##### (1) 契約代金等からの確認

上記3の事実認定に基づき、納入された物品等の代金として費消されたことが確定した金額の総額を、JIRCASが契約代金として振り込み調査期間内に取引業者の帳簿等に計上されたものの総額から差し引いた金額が、当該取引業者の帳簿等の残高と一致していることで、納入された物品等以外の用途への使用がないことを確認することとした。

##### (2) 納入された物品等からの確認

- ① 研究用試薬等については、以下の理由により、研究用以外の使用がないと判断することとした。
  - ア DNA合成製品等については、実験設備の整った施設等において研究用にしか使用できないものであり、当該塩基配列については、研究上の個別性があり、一つ一つ配列が異なるため、特定の研究目的に用いられるものであること
  - イ 分析用試薬、分析用消耗品等については、実験設備の整った施設等において研究用にしか使用できないこと
- ② OA機器、書籍等、その他の用途の利用も可能な物品等については、研究課題との関連性の有無について、調査にあたった職員が研究職員本人に確認するとともに、専門知識を有する複数の研究職員により確認することとした。

併せて、現存する物品については、実験室等での使用状況を現物確認することとした。

### Ⅲ 聞き取り調査・確認

#### 1. 研究職員及び経理担当職員等

平成26年9月4日から11月19日にかけて、調査対象の全研究職員等121名（現職120名、転出者等1名）に対し、プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引、預け金等の不適正な経理処理について聞き取り調査・確認を行った。また、経理担当職員5名（現職2名、転出者等3名）に対しても聞き取り調査・確認を行った。

調査過程において、不適正な経理処理に関して疑義が生じた場合などは、複数回の聞き取り調査を実施するなど、延べ145回の聞き取りを実施した。

#### 2. 取引業者

同期間において、DNA合成製品等を取引している代理店5社及び当該代理店と取引のあるメーカー3社への聞き取りを実施した。

また、研究職員等への聞き取りから、不適正な取引の疑いのある代理店21社への聞き取りを実施した。

#### IV 確認された事実

これらの調査の結果、以下の事実が確認された。

##### 1. プリペイド方式

DNA合成製品等の全契約に係る調査の結果、DNA合成製品等の契約に際し、代理店5社及び当該代理店と取引のあるメーカー3社との間において、プリペイド方式により取引が行われたものの契約金額合計が6,507,624円、関与した研究職員は8名であったことが確認された。このうち、年度内に精算行為が行われないまま、翌年度以降に使用したものが3,135,109円、26年11月末現在の未使用残高が85,813円であった。

##### 2. 預け金等

予備調査において、5名の研究職員のうち3名が不適正な経理処理の疑いの申告をした代理店Aに係る取引の調査の結果は以下のとおりであった。

###### (1) 預け金

代理店Aとの預け金による契約金額合計が312,653円、関与した研究職員は1名であった。当該金額は、全て契約書に明記された物品等と同一のものの納入が行われたものであった。

###### (2) 一括払

代理店Aとの一括払による契約金額合計が1,942,499円、関与した研究職員は1名であった。このうち、契約書に明記された物品等と同一のもので精算が行われたものが945,000円、異なるもので精算が行われたものが997,499円であった。

項目	契約金額（円）	関与人数（人）
プリペイド方式	6,507,624	8
預け金	312,653	1
一括払	1,942,499	1
計	8,762,776	延べ 10 実人数 9

3. JIRCASを退職した研究職員1名が、退職後に勤務した大学において、JIRCAS在籍時の預け金口座から合計430,500円を使用していたことが判明した。これらについては、既にJIRCASに当該金額が返納されている。

4. 上記不適正な経理処理に係る金額のほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高2,660,803円については、JIRCASの文書保存期間外のため、JIRCASから取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。

5. 取引業者及び研究職員からの提出資料の確認、聞き取り調査及び研究室での現品確認を行った結果、これまでのところ JIRCAS が取引業者に振り込んだ契約代金は、全て事実

認定した物品等として費消されていた。併せて、当該物品等については、研究用以外での使用の事実は認められなかった。

## V 発生要因

### 1. 取引業者の営業担当者と研究職員の直接的な接触

取引業者の営業担当者と研究職員とが日常的に接触する中で、研究上の便宜を図ることが優先され、契約・検収部門を通さない直接取引が行われることとなった。

また、プリペイド方式の取引のように、電子メールやウェブ（ネット）によるこれまでにない簡易な接触手段や発注方法の普及もその誘因の一つになっている。

### 2. 契約・検収担当部門の対応

DNA合成製品等は、研究の進捗に応じた迅速な発注・納入が必要であるとともに、目視による現品の確認が困難であり、従来 of 物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分な対応が行われていなかったことも一因である。

研究職員は、その研究業務の性質上、迅速な研究用の物品等の調達を望む傾向があり、その結果、プリペイド方式のような発注手法が取引業者と研究職員の日常的な接触の中で利用されやすい傾向にあることについても留意し、JIRCASが組織として、その行為に対し適切に監督すべきであり、関連する内部統制の整備と運用に不備があったといえる。

また、預け金等の場合、取引業者が、一旦、検収担当部門の検収を受けた研究用消耗品等を持ち帰り、研究職員の指示する別の研究用消耗品等を直接研究職員に納入するなどの行為を行っていることから、検収体制そのものを見直す必要がある。

### 3. 研究職員の公的研究費に対する認識

#### (1) 公的資金を使用しているという認識の不足

プリペイド方式や預け金等は、研究に必要な物品の購入や役務に使用されており、研究費自体の研究用以外の使用は確認されていないことから、研究費は研究目的にのみ使用するという認識はJIRCAS内で共有されていたと考えられる。

他方で、研究職員は正規の発注手続きでは納入までに時間がかかる等、思うような研究活動ができない、必要な時にいつでも使える予算がほしいと考えていた面もある。

これらを鑑みるに、国民の税金を原資とする公的研究費については、用途のみならず執行方法についても適切性・透明性を確保することが必要であるという認識の欠如が、今回の不適正な経理処理につながったといえる。

#### (2) 適正な契約手続きに対する理解の不足

研究職員が業者に注文内容を連絡したり、研究室に配送・納入された物品を受領していたケースが複数確認されていることから、物品等の調達や検収等の契約手続きに関する研究職員の理解不足が主たる要因のひとつに挙げられる。また、契約とは異なる物品等を納入させた事例については、適正な手続きを経て購入するというルールを軽視したものであり、JIRCASの職員として有すべき基本的な規範意識が欠如していたといわざるを得ない。

## VI 再発防止策

### 1. 取引業者と研究職員の直接取引の禁止の徹底

不適正な経理処理を誘発した大きな要因は、取引業者と研究職員が日常的に接触し、取引に関する交渉を直接行うようになっていたことにある。

このため、以下の措置を講ずる。

- (1) 取引業者と研究職員の直接的な取引の禁止を徹底し、この旨を、改めて全研究職員に通知するとともに、誓約書の提出を求める等の措置を講ずる。
- (2) 全ての取引業者に対して、研究職員との直接取引の禁止及び検収方法の変更の趣旨・内容の周知徹底を図る。

### 2. 検収の徹底、契約・検収部門の体制強化

一部の特殊な物品等について、研究職員に納品の確認を任せる等、検収部門のチェックが不十分であったことが、今回の不適正な経理処理につながったとみられる。

このため、以下の措置を講ずる。

- (1) 従来は担当研究職員のサイン等の確認により納品の確認を行っていたDNA合成製品等に係る全ての取引について、契約部門が契約書において、契約物品等の特性に応じ適切な検収場所を発注時に納品先に指定するなど、検収担当職員による検収を確実に実施し、納品書等関係書類を確実に保存するための措置を講ずる。
- (2) 検収終了後、取引業者だけで研究室に当該物品等を届けることは、認めないこととする。
- (3) 検収を行った物品が取引業者に回収されて使い回されることが無いよう、目印を付する等の対策を行う。
- (4) 検収の徹底状況を確認するため、随時、取引業者、研究職員及び経理担当職員に対して実地検査を実施する。
- (5) 上記のため専任の検収担当部署を設ける等、必要な体制の整備を検討する。  
また、不適正経理の動機を排除するため、必要な品目を事前に特定することが難しく、かつ迅速な発注・納入が求められるバイオテクノロジー研究の特性に対応して、契約手続きの迅速化を進めることも必要であり、物品等の購入について入札により年間を通じてその取引価格を決定する単価契約の導入等を検討する。

### 3. 職員の意識の改革に向けた研修の実施

JIRCASの役員及び管理職員においては、問題を直視し、全職員に対して本事案を含めたコンプライアンス・ガバナンスに関する認識の啓発に努め、研究職員も研究費の適正な使用について説明責任を果たすという意識を持たせることが必要である。

このため、以下の措置を講ずる。

- (1) 全ての研究職員及び経理担当職員等を対象に研修会を開催し、不適正経理を具体的に示すことにより、ルールの徹底を図る。
- (2) 定期的に試験を実施し、認知度の確認を行い、必要に応じて再試験を実施する。
- (3) 契約発注依頼をするための会計システムのIDの付与を研修受講者に限定する。

#### 4. 内部監査機能の強化

上記1～3の措置を確実に実行していくため、内部監査機能の強化が必要である。

このため、以下の措置を実施する。

- (1) 監査室による内部監査について、書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査を新たに実施する。
- (2) 契約取引の多い取引業者に対し会計帳票等の提供を求め、不審な点が認められる場合には臨時的な監査を行う。
- (3) JIRCAS全体の取組みとして、適切な業務遂行の障害となっている事項を把握し、改善策を講ずる仕組みの構築を検討する。

## VII 今後の対応

### 1. 今後の調査

疑義のある取引業者からの資料の入手、精査、JIRCASの資料との突合等を更に進め、早期に全容解明を行う。

### 2. 研究費の返還等

- (1) 調査結果を農林水産省等資金交付元へ報告し、適切に返還を行う。
- (2) 取引業者の管理下にある口座残高については、適正に算定の上、返還を求める。
- (3) 関係者の処分については、全容解明等を踏まえ、独立行政法人国際農林水産業研究センター職員就業規則及び職員懲戒規程に基づき、厳正に対処する。

○ 調査委員会の構成

委員長	石井逸郎	(弁護士 ウェール法律事務所)
副委員長	小川和洋	(公認会計士 小川和洋会計事務所)
委員	長谷川敬一	(公認会計士 長谷川公認会計士事務所)

○ 調査委員会の開催状況

平成26年 8月29日	第1回調査委員会 議題：調査方針等
平成26年10月10日	第2回調査委員会 議題：調査の進捗状況報告及び詳細調査の指示等
平成26年11月26日	第3回調査委員会 議題：不正行為の認定、発生要因及び再発防止策の検討、 中間報告書（案）の検討等